

税理士「税法」科目免除大学院入試対策ガイダンス

■ 本講座の目的

KALS においては、2000 年以来、「税法」講座を設置し、税理士税法科目免除大学院入試対策として受講生のニーズにこたえるように努め、さらに 2006 年からはオプションとして「税法演習」（現在・税法事例研究）を加え、さらなる充実を図り、これまで国立大学、私立大学へ多くの卒業生を輩出しています。最近では、大学院の生の情報や毎年税理士免除さらに税理士登録をしましたといううれしい報告が数多く届いている状況です。

大学院受験を皆様にお勧めする理由としては次の 3 点であります。第 1 に、2001 年に税理士法が改正され、税理士にも「法廷(出廷)陳述権」が与えられ、法律家としての素養を持った税理士が 21 世紀において求められていること、第 2 に、国家試験受験では身につけることができない、税法の基礎知識と法の解釈力を習得でき、租税法学会等に参加することによって幅広く人脈を得ることができるということ、最後に、働きながらも 2 年間で、所得税・法人税を含む 2 科目の税法科目免除を得ることができ、このことによって自分の将来の人生設計を透明化できるということです。

■ 志望校選定の要点

国立大学、公立大学および私立大学における大学院においては、研究者養成を目的とするものと高度な実務家を養成するものとがあります。したがって、事前にどの大学院で免除を受けることが可能なのかを把握して受験することは、2 年という時間と相応の経済的出費を無駄にしないためにも必要不可欠です。また、免除大学院といっても、全日制型、平日夜間・土曜型、それに数は少ないものの土曜・日曜型と様々なコースが設けられており、自分の状況にふさわしいコースを選択するようにしてください。次に、指導教授について、少なくとも複数の税法関連の指導教授がいる大学院をお勧めします。2 年間の間に税法を中心に知識を修得し、経済学原論や憲法学等に悩まされることもありません。もちろん、税法以外の学問領域に関心がある場合は別ですが。

■ 大学院入試専門科目の傾向と対策

一 はじめに

大学院入試における専門科目の記述問題は、一般入試の場合は例外なく課されており、必須です。社会人入試の場合は、一部の大学院で税法のみならず経済時事や政治時事に関する記述問題が出題されています。一般入試の場合でも一部の大学院においては、外国語に代えて法律学の記述問題を選択できる方法を採用している大学院が少なからずありますので、どうしても外国語が苦手である受験生はその方法を選択し大学院入試対策を採ることも可能です。

ただし、どのような問題が出題されようともその準備を万全なものとして行えば、合格への道はおのずから開かれることでしょう。入門書から基本書へと読みこなし更に論述問題といった一連の対策を講じることが何よりも肝要であることは間違いありません。そのために必要なことは、一方で税法の基礎的な知識を正確に把握すると共に、他方で税法の解釈力を身につけることは欠かせないものと考えます。

(1) 一般入試問題

1. 基本的出題

形式的には、いわゆる 1 行問題として出題されています。内容的には租税法律主義や租税公平主義それに地方団体の自主課税権といった租税法の基本原則を中心として、より踏み込んだ租税法律主義の内容に関する出題も最近では散見されます。また、いわゆるランクに位置づけられている大学院では、最近の判例を題材とした事例式の出題がなされており、相当程度難易度の高い出題もされているため要注意です。

2. 英語に代える出題・その他

東洋大学法学研究科、専修大学法学研究科や青山学院大学法学研究科（公法学専攻）などにおいては、外国語に代えて憲法や民法などの法律科目の記述問題を解答することも可能となっています。したがって、どうしても外国語が苦手だという受験生は税法と他の法律科目というように 2 科目の学習に専念して受験に備えることも重要な選択肢になっています。

※税法に関する基礎的・応用的知識と論理的思考力に裏打ちされた論述能力

これら専門科目についての論述問題の目的は、まず、税法についての基礎的知識を正確に習得しているかどうかを審査することと、法律学の特色である論理的思考とそれに伴う論述能力に裏付けられた法解釈力を備えているかということを審査することにあります。

(2) 社会人入試

1. 基本的出題

社会人入試の特色としては、一般入試と異なり国家試験をある程度受験していることに鑑み、租税法の基本原則というよりも各論としての法人税法や所得税法の出題例に重点が置かれているということが出来ます。そのためには、所得税法 36 条、56 条 1 項、57 条や法人税法 22 条、132 条など条文とその内容についての吟味と記述対策が必要となります。

※ 税法に関する基礎的・応用的知識と論理的思考能力を備えた法解釈力に裏付けられた論述能力

この論述問題で審査されるのは、税法に関する基礎的知識と各論に関する基礎的知識それにそれをアウトプットとして記述できる能力です。

2. それ以外の出題

筑波大学ビジネス科学研究科の入試問題は、法学一般の素養や思考を審査・評価する問題が出題されており、例えば過去問として次のようなものがあります。

問題用紙 A4 版 6 ページうち 5 ページが文章で解答用紙が 2 ページ

問題文は、元最高裁判事藤田宙靖の講演。学者出身の裁判官が、学問はどうあるべきか、裁判官としての役割は何か、学者と裁判官はどう違うかなどの自身の過去の体験をもとに講演している内容となっている。また本年の春入試においては、穂積陳重著『法窓夜話』（岩波文庫）の中から「決闘裁判」についての記述を資料文として提示し、設問に答えよという出題になっています。

※ 法学一般に関する知識と裁判に関する知識は不可欠で論理的思考に裏付けられた論述能力

立教大学経済学研究科、国士舘大学経済学研究科および立正大学法学研究科などにおいては、経済・財政時事問題がここ数年続いており、その傾向は今後とも変わらない可能性が高い。例えば、過去の出題例としては、「日航の会社更生法の適用について、考えを述べなさい」、「リーマンショック 1 年の記事を読んで、政府、企業の対応策について考えを述べなさい」、「社会保障と税の一体改革について述べなさい」、「新卒大学生の就職事情の記事を読んで、中国に限らず若者の就職について考えを述べなさい」、「人口問題と私の記事を読んで、人口問題について政府、企業の対応策について述べなさい」といったテーマが出題されています。ただし、参考資料として新聞記事などが提示されるため、やはりこの場合もそれほど難易度的に言っても高いレベルにあるものとは位置づけられません。2013 年度においては、金子宏著『租税法(第 18 版)』（弘文堂）より、租税の財政需要調達機能や富の再配分機能についての出題、それと本年の春入試では「課税要件明確主義」について出題されています。

※ 経済時事に関する基礎的知識と論理的思考能力に裏付けられた論述能力

この出題例によって審査される能力とは、経済学的な専門知識というよりはごく一般的な経済常識を問うという性格が強いと考えられるため、日ごろから日本経済新聞を丹念に読み込み、また『日本の論点』を読んでおけば対応できるものと考えます。

(3) 出題方法

1. 必答形式

出題形式としては、1問必答または2問必答のものがあります。この場合、概して1問目が租税法の基本原則からの出題で他の1問は租税実体法各論の中または、租税手続法から出題されることが多いです。

2. 選択形式 —— 拓殖大学商学研究科(4問中2問解答)

この方法によると、複数の出題の中から自由に1問、あるいは2問について選択して述べよという形式になります。

3. 必答・選択混合形式(日本大学法学研究科)

この場合、1問目が全ての受験生に共通の問題として必答を求められるのに対し、2問目は複数の出題がありその中から自由に1問を選択して述べよという形式になります。

4. 資料提示論述試験問題形式(筑波大学ビジネス科学研究科企業法専攻)

一部の大学院では、受験生に資料を提示した上で、それを参考にしつつ出題テーマについて論述せよ、という問題形式が見られます。

(4) 解答時間および分量

答案を書くに当たっての配分時間は、基本的に1問で1時間が主流であり、例外的に2問の場合に90分という時間が割り当てられています。一般入試の際に一部の大学院で、英語と税法の記述試験時間を分割せずに一体のものとして時間を割り振っている場合がありますが、この場合には、税法の小論文を短時間で記述し残りの時間を英語に十分配分する作成がとても有効と考えます。また、答案の分量としては、800～1,000文字を目安に解答例を準備しておけば万全といえるでしょう。

ニ ランク別出題例

大学院入試の記述問題の内容に関しては、現在多種多様なものがあるものの、それらを総合的に判断すると、一応のランク付けとして難易度別に3段階のものに分けることができます。仮にそれをA, B, Cとし、その具体例を提示しそれらの理由付けとして解説することとしましょう。

1. SA ランク出題例 横浜国立大学国際社会科学研究府

横浜国立大学国際社会科学研究府出題例

次の文章を読んだ上で、(1)および(2)に答えなさい。

「行政法を貫く一大原則として、『法律による行政の原理』ないし『行政の法律適合性』の原則がある。これは、いうまでもなく、行政は法律に従って行われなければならないとする原理にほかならない。ここでは、これを租税法律主義と対比する意味において、便宜、行政法律主義と呼ぶことにする。

租税法律主義が、行政法律主義の先駆的地位を占め、その中核をなしてきたことは疑いないところであるが、原理的にみて、租税法律主義は、行政法律主義の租税法における一つの現われにすぎないものか、それとも、租税法律主義には、行政法律主義と異なる特別の意義と内容が付与されるべきであろうか。

わが国およびドイツの通説は、租税法律主義には、行政法律主義と異なる主義と内容が与えられるべきであるとし、むしろ罪刑法定主義にアナロジーを求めて構成してきた。」(南博方「租税法と行政法」租税法研究 11 号(1983 年)5 頁)

(1)わが国における租税法律主義の理解に関して、罪刑法定主義とのアナロジー(類推)

が見られる点を具体的に挙げなさい。

(2)「行政は法律に基づき法律に従って行われなければならない」とする一般的な法治主義の考え方とは異なる原則が租税法で主張されるのは何故か、またそれは適当かを論じなさい。

★ 最近の傾向としては、これまでの税法に関する重要判例を素材として問題の出題がなされているようですので、税法の判例をしっかりと習得することをお勧めします。

2. A ランク出題例 立教大学経済学研究科 2013 年度出題例

金子宏著『租税法(第 17 版)』第 1 章から一部抜粋し、問題Ⅰ、Ⅱに答えることが出題内容。

問題 1 筆者は準公共サービスについて公共住宅の建設を例示したうえで、「これらは元来、需要・供給の原則の下に市場において提供されうるもの」と述べていますが、この筆者の見解に対してあなた自身はどのように考えますか。なぜそのように考えるのか、その理由を示しながら、あなた自身の考えをできるだけ具体的に記述しなさい。

問題 2 筆者は、「課税は、国民の財産権への介入であるから、憲法 29 条 1 項の財産権の保障との関係で、極端に重い税負担は憲法に違反すると解すべき」と述べています。ところで、憲法 30 条には納税義務、同 84 条には租税法律主義が規定されています。これらを踏まえ、国民の税負担はどの程度であるべきだとあなた自身は考えますか。なぜそのように考えるのか、その理由を示しながら、あなた自身の考えをできるだけ具体的に記述しなさい。

3. Bランク出題例 東洋大学法学研究科

2015 年秋 東洋大学法学研究科出題例

「税法の解釈は文理解釈によるべきで、みだりに拡張解釈や類推解釈をしてはならないとされているが、その理由を述べよ。また、文理解釈によるべきとした最高裁判決と拡張解釈と評価されている最高裁判決についても述べなさい。」

4. Cランク出題例 日本大学法学研究科 亜細亜大学法学研究科

2012 年秋 日本大学法学研究科出題例

- ① 租税法律主義について述べよ。
- ② 地方税の法的性格について述べよ。

三 その攻略法

これらの出題例を見ても分かるように、税法に関する大学院入試問題の内容は、非常に多様なものが出題されていることが理解できます。その対策としては、これまでの傾向を把握しそれに見合った対策を採ることが最も合理的かつ効率的といえます。まず、「税法」の入門書を何回か読み、その後基本書を精読して重要な点をサブノートにまとめる作戦をお勧めします。そして最後に、テーマごとに記述問題の練習を重ねることが合格につながる最善の攻略法となることに間違いありません。また、KALSでは《大学院入試対策過去問題ファイル》を備え付けて受講生の便宜に供していますので、それらを参考にしながら準備をするのが最善といえます。また、直前講習において、これまで出題が頻繁になされているものや最近の重要なテーマについて解説しますので、これも非常に受講生には要領を得ていると評判になっています。

1. Cランク問題に対する対策

税法の入門書である金子宏著『税法入門（第6版）』（2007年、有斐閣）を2～3回程度読み、税法の基本概念と仕組みを理解し、次に基本書としての金子宏著『租税法（第20版）』（2015年、弘文堂）の精読に本格的に取り組み、重要な点を自らサブノートに書き取ることを実行してください。最後に、総論についての各テーマを記述ができるよう、その答案練習を積み重ねることが肝要でしょう。

2. Bランク問題に対する対策

上記のCランク対策に加え、さらに法人税法や所得税法など各論についての重要テーマについて理解し、また記述できるような対策が肝要となります。

3. Aランク問題に対する対策

上記、B、Cランクの対策に加え、税法の事例研究まで手を伸ばし、税法の解釈力を養成することが合格につながる攻略法と考えます。そのための参考書としてはジュリスト『租税判例百選』（有斐閣）が格好のものといえるため、その読解のみならず論点について一定のまとまった形で学説または判例の見解を把握し論述できる準備をする必要があります。

■ 研究計画書の対策

一般入試、社会人入試を問わず、事前に準備し出願書類に記述して提出する必要があるため、この点についてもあわせて対策を講じることが求められています。社会人の受講生で、仕事と勉強が大変だという理由で最近では1年を通じて入念に準備をし、受験するという例も目立ってきています。KALSでは、この条件をクリアするために特別1コマ「研究計画書概要講義」としてあて、具体的なOB・OGのサンプル例を提供し、受講生の対策に役立てています。また、各自研究計画書個別指導を受けることができますので、それを通じて、志望校のランクに沿ったレベルまで指導していきます。

■ 面接試験対策・口頭試問対策

大学院入試の最後に面接試験又は口頭試問という形式の面接試験が位置づけられており、これを通過することが合格するための必須条件とすることができます。研究計画書については勿論のこと、税法の基本知識やより踏み込んだ論点について質問形式で受験生の法解釈の実力を審査する方式が採用されていますので、それに即応する対策をも立てる必要があると考えます。KALSには「税法免除大学院面接試験アンケートファイル」を設置し、受講生の便宜に供していますのでぜひ参考にしてください。

■ 大学院入試の外国語対策法

一 外国語を課する目的

(1) 歴史的要因

明治以降わが国は、西洋の文物を取り入れて社会や国家の近代化を推し進めてきたという経緯があり、高等教育機関において外国語の能力は必須とされてきた伝統が今でも続いていることが大学院入試で外国語を課す慣例となっています。現在は、日本大学（経済学研究科、法学研究科）、立教大学（経済学研究科）、拓殖大学（商学研究科）、亜細亜大学（法学研究科）などが一般入試の筆記試験として外国語を課しています。

(2) 比較制度的要因

現代においてもこの重要性は変わらず、わが国の様々な制度の根幹を研究する場合、かの国の制度と現状を把握することがひいてはわが国の諸制度を見直す上で不可避の学問的作

業になっています。

(3) 選抜評価要因

受け入れ側の大学院としては、専門の論述試験ではそれほど差がつきにくく、選抜に当たって、外国語の実力によって容易に評価がつくという利点があることも外国語を課す要因の一つと考えられています。

二 英語攻略法

(1) 大学受験の単語・熟語、文法・構文の復習

大学受験の際に猛勉強した英語の単語、熟語を復習し、さらに文法や構文についても基本的に復習することが入試の際の基礎となるでしょう。また、学部において学んだ英語力も復習によって用意に記憶を回復することができるものと思われます。

(2) 一般的な英文に慣れる

次の段階としては直接法律学の論文を読むというよりは、一般的な文章や時事的な文章を読み、さらにボキャブラリーを豊かにし、英文に慣れることが必要です。そして、この作業は出来るだけ毎日欠かさず行い英文頭脳回路を活性化することを望みます。

(3) 法律学英文に慣れる

最終段階としてくるのが法律学の論文を読む能力を身に付けることです。特に、一般的な文章とは違い、多くの専門用語にぶつかり難儀することが予想されますが、方法論としては、日英法律専門用語集（法務省が出版しているもの）を入手して、その中の基本的なものについては先に暗記してしまうのも効率的な対策といえます。

三 その他の必要な対策

(1) 法学基本書を読む

法律学の論文を読んで、まず自分で理解しているのか内容を十分に把握できているのかについて疑問が湧くことがあります。それは、英語の問題ではなく日本語の問題で、つまり表現されていることは法律学の内容であるため、法律学についての入門書的な知識は最低限習得していくことが前提条件となります。末川博『法学入門』（有斐閣）を一読することをお勧めします。

(2) 過去問題を練習する

最終段階では、各大学院の英語の過去問題の練習に入らなければなりません。特に専修大学法学研究科等の英文の問題は長文の全文和訳問題が標準的であり、これらの問題を時間内にこなすことができるようになれば合格も夢ではありません。

(3) 説明会またはオープンキャンパスに積極的に参加する

各大学とも、院生を幅広く募集するために、説明会等を行っていますので、出席者リストの名前を書いてかつ税法の教授がいればなにかしかなの質問をして名前と顔を売ってくるのがよいでしょう。そうすれば、面接試験でも非常に気が楽に臨むことができるというのがOB・OGの大方の意見ですし、授業よりも優先して勧めております。

(4) 研究室訪問をする

税法の指導教授について事前に研究室訪問をするという慣行は一部に依然として残っていますが、すべての教授がお会いしてくれるというわけではなく、一部の教授について妥当します。そのような情報は、OB・OGを通じて入手済みですので、積極的に会いすることをお勧めします。ただし、その際には、全くの白紙状態で会いするよりも、研究計画書を持参して何らかのアドバイスをいただくというのがよいと考えます。